

理美容店における「新型コロナウイルス感染症」予防対策

【うつされない・お客様同士でうつらない】ために！

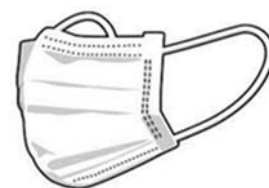
1 施術前の健康チェック

お客様に施術する前に、以下のことをチェックして健康管理チェック表に記録すること。

- ・ 検温し、37.5℃以下であることを確認すること。
- ・ 発咳や息苦しさ等の風邪様症状、だるさなど体調不良がないか確認すること。
- ・ 少しでも体調不良であれば自宅待機とすること。

2 施術時の対策

- ・ 必ずマスクを着用する。
- ・ お客様1人毎に手洗い洗浄消毒を実施すること。
- ・ 可能であれば、お客様の体調を確認すること。
- ・ 使用する被布等はお客様ごとに取替えること。
- ・ 使用する器具等はお客様ごとに取替えること。
- ・ お客様の施術の都度、施術用のイス等設備の消毒を行うこと。
- ・ ドアノブ・スイッチ・トイレのふたなどをこまめに消毒・清掃すること。



3 「3つの密」をつくらない環境対策

- ・ 待合室ではお客様同士一定の距離が確保できる配置とし、近距離での会話を慎んでいただくこと。
- ・ 換気回数を毎時2回以上とすること(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)。
- ・ 複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアをあけること。

「3つの密を避けましょう！」(出典:首相官邸HP)



4 感染防止対策

- ・ 店舗の入口にはアルコール消毒剤の設置と手指消毒励行の掲示を行い、お客様に手指消毒の実施を強く勧奨すること。
- ・ 備品としてマスクを一定数備えること。
- ・ 咳をしているお客様には、可能な限り待合室でマスクを着用してもらうこと。



地域密着! (公財) 茨城県生活衛生営業指導センター